

## 長岡京市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき事業を実施する運営主体に対し、予算の範囲内で長岡京市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、実施要綱及び長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱に基づき事業を実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業開始の届出を市長にしている者（以下「交付対象者」という。）とする。

2 補助金の交付額は、実施要綱に規定する基準額と当該事業に必要な経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、長岡京市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（別記様式第1-2号）を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受け付けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、長岡京市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく交付決定については、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、この要綱に基づく補助対象事業に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助の目的に反し補助金を使用した場合は、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (3) 当該年度の3月末日までに事業を完了し、関係書類を添えて、事業終了報告書を市長に提出すること。

- (4) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。  
(事業計画の変更及び承認)

第5条 前条の規定に基づく交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市放課後児童健全育成事業補助事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市放課後児童健全育成事業補助事業計画変更承認書兼変更交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに長岡京市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（別記様式第5号）を作成し、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第7条 市長は、前条の実績報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市放課後児童健全育成事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第8条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、前条の確定通知書の写しを添えて、長岡京市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書（別記様式第7号）により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第9条 市長は、補助事業の性質上、市長が特に必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず、その活動及び事業の施行中に補助金の一部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市放課後児童健全育成事業補助金概算交付請求書（別記様式第8号）に第4条の交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由を付して市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し及び変更）

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 補助金を目的外に使用した場合、不当に使用したと認められる場合又は使用しなかった場合

(3) 補助金の交付に付した条件に違反した場合

(4) 補助金の経理状況が不適正と認められる場合

(5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められる場合

2 前項の規定により取り消し、又は変更する場合は、長岡京市放課後児童健全育成事業補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第9号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

（補助金等の返還）

第11条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて長岡京市放課後児童健全育成事業補助金返還命令通知書（別記様式第10号）により補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、第9条の規定により補助金の交付を行った場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額について期限を定めて返還させることができる。

3 市長は、前2項に規定する補助金の返還が納期限までに実施されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。